

月報私学

9
2008

VOL.129

日本私立学校振興・共済事業団広報



旭ヶ丘幼稚園「未来に向かって輝く子」
写真提供：学校法人平田学園（岐阜県関市）

CONTENTS

- 平成19年度私学事業団の業務報告及び決算 2
- 平成20年度私立大学・短期大学等入学志願動向 6
- 私学はどのような位置に置かれてきたか② ―帝国大学体制の成立と私学― 8
- 平成21年度学術研究振興資金及び若手研究者奨励金にかかる研究計画の公募について .. 10
- 定時決定にかかる確認通知書を送付します 11
- 平成19年度年金積立金の運用結果 12
- 特定健康診査結果データの不備にご注意ください／海外研修旅行冬期コースの募集／
宿泊所・保養所の年末年始宿泊予約は10月1日からです 13
- I N F O R M A T I O N 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内 16

平成19年度

私学事業団の業務報告及び決算

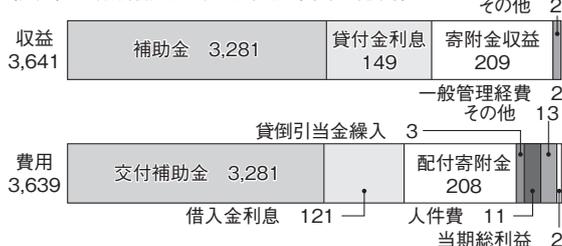
私学事業団の助成業務と共済業務における平成19年度の業務報告及び決算の状況は以下のとおりです。なお、決算は、文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、また、本事業団ホームページ (<http://www.shigaku.go.jp>) 「事業団からのお知らせ」に掲載します。詳しい内容については官報又はホームページをご覧ください。

助成業務

助成業務では、補助事業、貸付事業、受配者指定寄付金事業、学術研究振興基金事業、教育条件・経営情報支援事業、助成事業の6つの事業を展開しています。

平成19年度の助成勘定における損益の状況は図1のとおりで、2億2,100万円の利益を計上しています。

(図1) 助成勘定の損益状況(単位:億円)



補助事業 -618法人に3,280億5千万円を交付-

国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを財源として、大学等を設置している学校法人に補助金を交付しています。

19年度の補助事業計画は3,280億5,000万円であり、同額を618法人、874校に交付しました。また、14年度に国の直接補助として創設された「私立大学教育研究高度化推進特別補助」は19年度から本事業団が執行する特別補助に統合されました。

※補助事業の詳細は、本誌4月号(VOL.124)をご参照ください。

学校種別の補助金交付状況

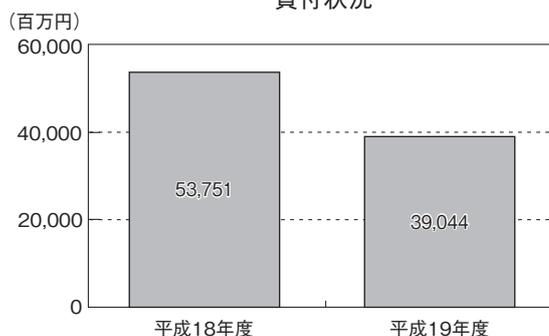
区分	学校総数	交付学校数	補助金総額	補助金の平均額	
				1校当たり	学生1人当たり
大学	578	526	300,272	571	168
短期大学	395	345	27,243	79	167
高等専門学校	3	3	535	178	256
計	976	874	328,050	375	168

貸付事業 -390億44百万円を貸付-

学校法人等に対し、設置する私立学校の施設設備等に要する資金、その他経営に必要な資金について貸付けを行っています。

19年度の貸付事業計画額600億円に対し、貸付実績額は390億4,390万円でした。貸付金の財源は、財政融資資金166億円、長期勘定借入金22億円、私学振興債券80億円、貸付回収金等122億4,390万円となっています。これにより、年度末の貸付金残高は6,062億443万円となりました。

貸付状況

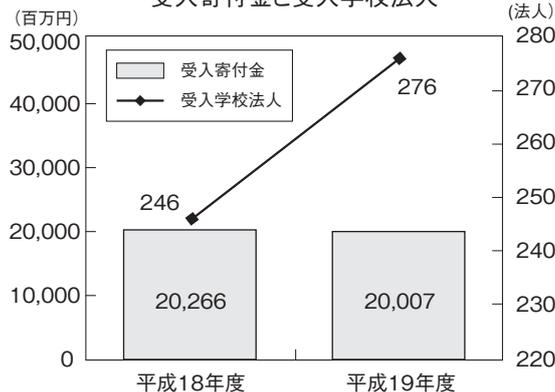


受配者指定寄付金事業 -寄付金200億7百万円を受入-

私立学校の教育と研究の振興のために企業等から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付しています。

19年度の受入計画額90億円に対し、受入実績額は200億697万円でした。これに、前年度からの繰越額を加えた314億361万円が学校法人に対する配付寄付金の財源となりました。これに対し、配付寄付金の実績額は207億5,884万円となり、財源との差額106億4,478万円を次年度に繰り越しました。この寄付金の繰り越しは、年度末に受け入れた寄付金の配付が翌年度以降となったことが要因です。

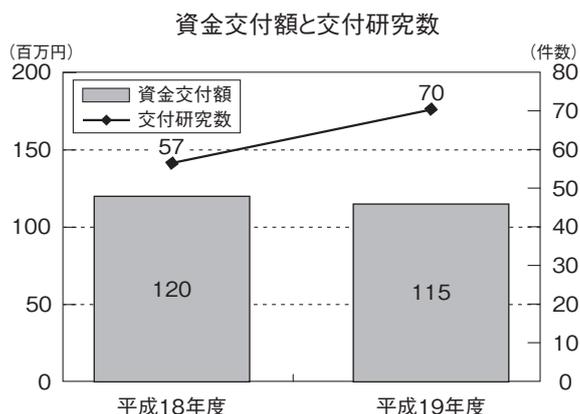
受入寄付金と受入学校法人



学術研究振興基金事業 -70研究に1億15百万円交付-

学術研究振興基金に広く一般から寄付金を受け入れ、その基金運用益を学術研究振興資金として私立大学等の優れた学術研究に交付しています。

学術研究振興基金の19年度の受入計画額600万円に対し、受入実績額は2,567万円でした。昭和50年度創設の本基金の19年度末保有額は53億4,642万円となっています。学術研究振興資金の19年度の交付計画額は1億2,000万円、これに対して交付実績額は70研究に1億1,460万円でした。



教育条件・経営情報支援事業 -再生研の最終報告発表-

① 情報の収集・提供及び調査・研究

私立学校の教育条件及び経営に関する情報を収集・データベース化し、学校法人等に対し、刊行物・ホームページ等により提供しました。

19年度に発行した刊行物は「大学経営の事例集～大学経営を成功に導くために～」 「私立高等学校のこれからを考える」 「平成19年度今日の私学財政（大学・短期大学編）他」 などです。

19年度に発行した刊行物



② 私立学校の教育条件及び経営に関する調査・研究、提供、指導・助言

学校法人基礎調査等から得られた各種データを集計・分析し、その結果を提供するとともに、これらを活用して、学校法人の依頼により経営診断・経営相談を実施し、指導・助言を行いました。

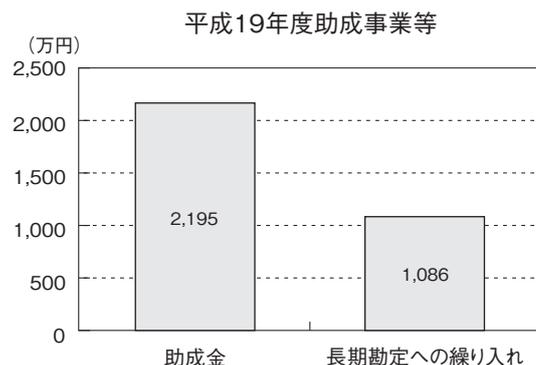
個別の経営困難法人については、経営相談・経営診断において最優先で対応し、経営改善に向けた指導等を実施しました。

17年10月に設置された「学校法人活性化・再生研究会」では、18年7月に発表した「中間まとめ」についてさらに検討を重ね、19年8月にはこれまでの議論を「私立学校の経営革新と経営困難への対応—最終報告—」として発表しました。本事業団では、この「最終報告」を受け、私立学校に対する各種支援業務について、今後一層の充実・強化を図っていきます。

助成事業等 -2,195万円を私学研修福祉会へ助成-

助成勘定の前年度利益金を財源として、私立学校教職員の資質の向上を図るために財団法人私学研修福祉会が行う研修事業に対する助成金の交付、及び私立学校教職員の福利厚生 of 充実を図るために本事業団の共済業務長期給付事業（既年金者年金増額費及び長期給付整理資源）を対象として長期勘定への繰り入れを行っています。

19年度の計画額は、助成金の交付2,195万円、長期勘定への繰り入れ1,086万円であり、実績額も同額となりました。



共 済 業 務

共済業務の3事業（短期給付・長期給付・福祉事業）の運営は、短期勘定、長期勘定、福祉勘定（保健・医療・宿泊・貯金・貸付の経理単位に区分）及び共済業務勘定に区分して実施しています。

加入者数・標準給与・標準賞与

平成19年度末の加入者数は、表1のとおり、前年度末に比べて短期加入者数は6,195人、長期加入者は6,408人増加しました。

掛金の算定の基礎となる標準給与の月額及び標準賞与の年額の平均は、それぞれ表2、表3のとおりです。

[表1] 加入者数

区 分	18年度末	19年度末	対前年度増△減	
			人 数	伸 び 率
短期加入者	484,107人	490,302人	6,195人	1.28%
長期加入者	457,558	463,966	6,408	1.40

[表2] 標準給与と平均月額

区 分	18年度末	19年度末	対前年度増△減	
			金 額	伸 び 率
短期加入者	円 378,749	円 379,520	円 771	0.20%
長期加入者	368,611	368,707	96	0.03

[表3] 標準賞与と平均年額

区 分	18年度末	19年度末	対前年度増△減	
			金 額	伸 び 率
短期加入者	円 1,490,168	円 1,501,607	円 11,439	0.77%
長期加入者	1,431,215	1,408,159	△23,056	△1.61

*年度末者にかかる当年度内に支給された標準賞与の総額を年度末者数で除して得た数値です。

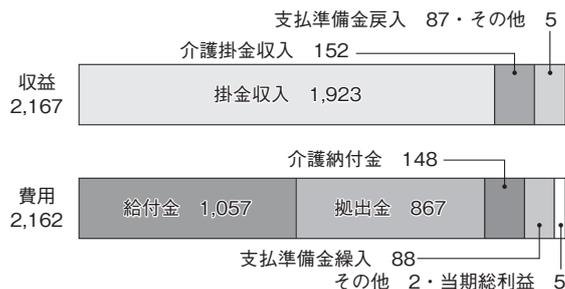
短期勘定 —介護分掛金率を引き下げました—

加入者や被扶養者の方の病気やケガ・出産・死亡・休業・災害などにかかる給付のほか、退職者給付拠出金、老人保健拠出金及び介護保険制度にかかる介護納付金の納付などを行っています。

19年度の給付費は1,057億円で、前年度比で約1.8%の増加でした。また、介護納付金が減額となったことに伴い、19年度は介護分掛金率を0.007%引き下げました。

損益状況は図1のとおりです。

(図1) 短期勘定の損益状況（単位：億円）



長期勘定 —年金受給者は30万9千人—

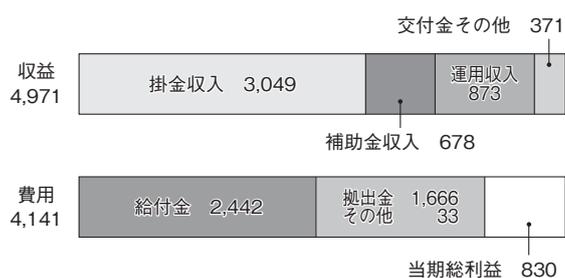
退職共済年金・障害共済年金・遺族共済年金などの給付のほか、基礎年金拠出金などの納付を行っています。

19年度の給付費は2,442億円、また、年度末の年金受給者数は309,391人となっています。

損益状況は図2のとおりで、830億円の利益金が生じました。これは、将来の年金支給のために積み立てをします。

※長期勘定の年金積立金の運用結果については、12ページをご覧ください。

(図2) 長期勘定の損益状況（単位：億円）



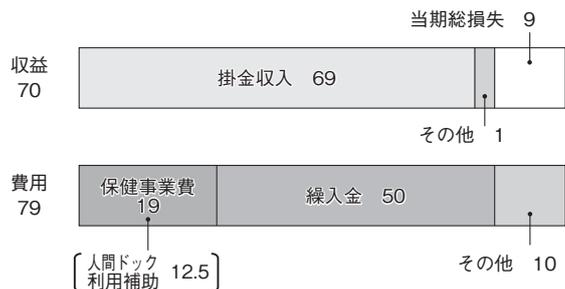
保健経理 —人間ドック利用補助に12億5千万円—

加入者や被扶養者の方の健康の保持増進を目的にした人間ドック利用補助やブロック毎の割引事業などの保健事業を行っています。

19年度の保健事業費は19億円で、そのうち主なものは人間ドック利用補助で、保健事業費の約65%を占めています。また、医療経理と宿泊経理に合計50億円の繰り入れを行いました。

損益状況は図3のとおりです。

(図3) 保健経理の損益状況（単位：億円）



医療経理 —東京臨海病院を運営しています—

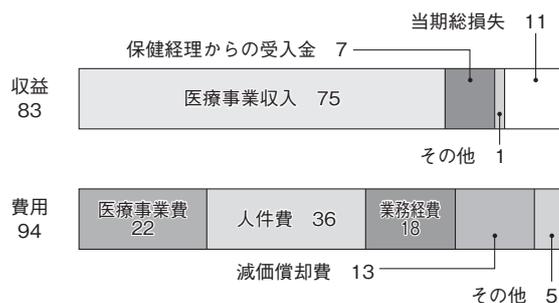
直営病院（東京臨海病院）の事業を行っています。

19年度の東京臨海病院の利用状況は、入院が100,254人（対前年度4.7%減）、外来が213,604人（対前年度6.2%減）となりました。

医療事業収入は患者数の減少などにより前年度より2億円減少して75億円となりました。費用は、創業費償却の減少などにより前年度より7億円減少して94億円となっています。

損益状況は図4のとおりです。

(図4) 医療経理の損益状況（単位：億円）



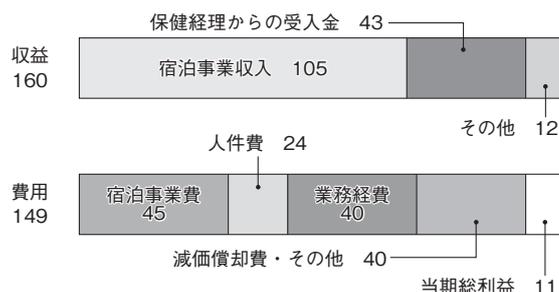
宿泊経理 —16宿泊施設を運営しています—

ガーデンパレスや宿泊所・保養所を運営する宿泊事業を行っています。

宿泊事業収入は利用人数の減少などにより前年度より3億円減少して105億円となりました。また、廃止施設にかかる土地及び建物の売却を行い、欠損金補てん受入等により保健経理から43億円受け入れました。

損益状況（本部に係るものを含む）は図5のとおりです。

(図5) 宿泊経理の損益状況（単位：億円）



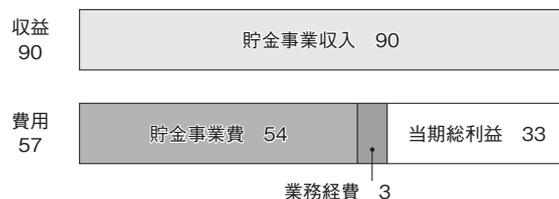
貯金経理 —積立貯金加入者は17万人
—積立共済年金加入者は3万4千人—
—共済定期保険加入者は5万4千人—

積立貯金や積立共済年金・共済定期保険の事業を行っています。

年度末の積立貯金の加入者は170,105人、貯金残高は7,645億円となっています。また、積立共済年金の加入者は34,355人、共済定期保険の加入者は53,760人となっています。

損益状況は図6のとおりです。

(図6) 貯金経理の損益状況（単位：億円）



貸付経理 —貸付残高は1,040億円—

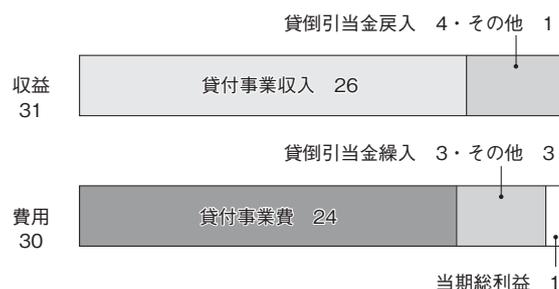
加入者や学校等に対する貸付事業を行っています。

19年度の加入者貸付の決定件数は6,908件（対前年度310件減）、決定金額は143億円（対前年度10億円減）と、件数・金額ともに減少しました。

また、新規決定の貸付よりも償還される金額が上回っているために、年度末の貸付残高は前年度末より91億円減少した1,040億円となっています。

損益状況は図7のとおりです。

(図7) 貸付経理の損益状況（単位：億円）



共済業務勘定 —国庫補助は3億6千万円—

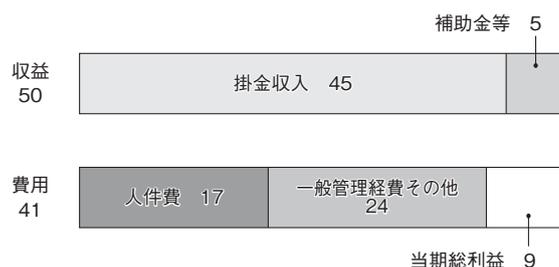
短期給付と長期給付の事務に要する費用を賄うための勘定です。

19年度の収益は50億円となり、そのうち国庫補助金として3億6千万円が補助されました。

短期給付や長期給付の決定、加入者の資格の取得・喪失、標準給与の決定や掛金額の調定など事務に要する費用は、41億円となっています。

損益状況は図8のとおりです。

(図8) 共済業務勘定の損益状況（単位：億円）



平成二十年度
私立大学・短期大学等入学志願動向

一. はじめに

私学経営情報センターでは、平成二十年度学校法人基礎調査から、私立大学及び短期大学の入学志願動向を集計しました。結果は「平成二十年度私立大学・短期大学等入学志願動向」にまとめ、七月下旬に各学校法人に送付しました。

ここでは、大学は学部系統ごとに、短期大学は学科系統ごとに集計し、十九年度と二十年度の志願倍率（志願者数／入学定員）と入学定員充足率（入学者数／入学定員）の状況を比較するとともに、最近十年間の定員割れ状況をまとめました。

通信教育と学生募集を停止した学部・学科は除いています。

二. 大学の概況（表1）

平成二十年度の集計学校数は五六五校で、前年度より六校増加し、入学定員も約四四万九、〇〇〇人で、前年度より約四、〇〇〇人増加しました。

前年度に比べて志願者数は約四万人、受験者数は約三万三、〇〇〇人増加し、入学者数は約七、〇〇〇人減少しました。この結果、入学定員充足率は一〇六・五四％で、前年度に比べて二・四二ポイント下降しました。

表1 大学の概況

区分	19年度	20年度	増 減
集計学校数	559校	565校	6校
入学定員	445,045人	448,580人	3,535人 (0.8%)
志 願 者	3,023,687人	3,062,825人	39,138人 (1.3%)
受 験 者	2,908,089人	2,941,337人	33,248人 (1.1%)
合 格 者	1,077,862人	1,056,618人	△21,244人 (△2.0%)
入 学 者	484,915人	477,918人	△6,997人 (△1.4%)
志願倍率	6.79倍	6.83倍	0.04ポイント
合格 率	37.06%	35.92%	△1.14ポイント
歩 留 率	44.99%	45.23%	0.24ポイント
入学定員充足率	108.96%	106.54%	△2.42ポイント

※ 志願倍率（志願者÷入学定員）、合格率（合格者÷受験者）
歩留率（入学者÷合格者）、入学定員充足率（入学者÷入学定員）

表2 大学学部系統別の動向

区 分	集計学部数			志願倍率			入学定員充足率		
	19年度	20年度	増減	19年度	20年度	増減	19年度	20年度	増減
医 学	29	29	0	21.99	22.65	0.66	101.17	101.19	0.02
歯 学	17	17	0	4.84	4.02	△0.82	87.43	84.28	△3.15
薬 学	55	57	2	7.15	7.07	△0.08	103.99	97.48	△6.51
看護・医療	87	96	9	6.43	5.75	△0.68	112.50	108.41	△4.09
福 祉	87	93	6	3.83	3.30	△0.53	99.98	92.06	△7.92
理 工	144	152	8	7.27	7.72	0.45	106.94	105.83	△1.11
文 学	136	132	△4	7.30	7.48	0.18	112.01	110.42	△1.59
外国語	32	32	0	5.86	5.85	△0.01	113.36	110.00	△3.36
文 化	55	64	9	7.21	6.75	△0.46	110.64	103.70	△6.94
国 際	62	66	4	5.23	5.30	0.07	108.70	104.95	△3.75
法 学	82	82	0	8.25	8.10	△0.15	114.04	111.23	△2.81
経 済	96	97	1	7.95	8.34	0.39	115.12	113.46	△1.66
経 営	127	132	5	7.29	7.52	0.23	110.30	109.41	△0.89
情 報	86	85	△1	4.15	4.30	0.15	99.13	100.51	1.38
人 間	112	119	7	4.50	4.37	△0.13	102.79	98.84	△3.95
家 政	21	21	0	4.95	4.83	△0.12	111.81	106.35	△5.46
芸 術	70	71	1	4.09	3.98	△0.11	105.03	102.91	△2.12
社 会	112	116	4	8.14	7.84	△0.30	109.54	106.78	△2.76
農 学	17	17	0	9.07	9.07	0.00	110.77	110.99	0.22
その他	33	36	3	5.25	5.28	0.03	116.00	116.54	0.54
合 計	1,460	1,514	54	6.79	6.83	0.04	108.96	106.54	△2.42

※ 学部系統区分は、私学経営情報センターによるものである。

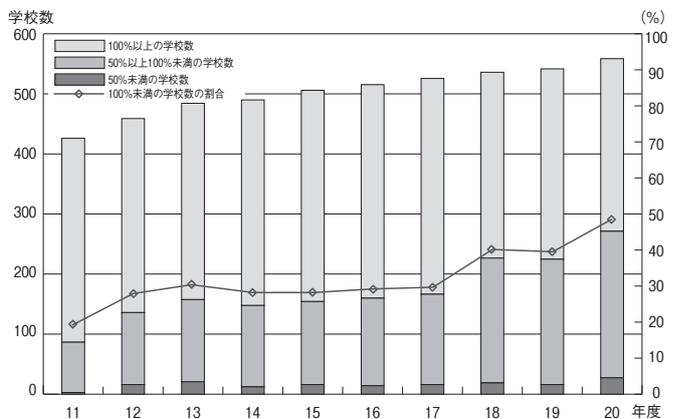
○学部系統別の状況（表2）

志願倍率は医学、理工、経済、経営、文学、情報、国際が昨年度より上昇しています。入学定員充足率については情報、農学、医学が昨年度より上昇しました。福祉は志願倍率、入学定員充足率ともに大きく下降しています。これは、学部数が急増したこと、受験生の卒業後の進路への不安感が影響していると思われるためです。

○大学の定員割れ状況（図1）

平成十一年度において、入学定員充足率が一〇〇％未満の学校は八九校で、全体の十九・八％でした。しかし、十八歳人口の減少や大学数の増加などにより、一〇〇％未満の学校数は二十年度では二六六校で、十一年度に比べて一七七校増加し、全体の四七・一％となっております。

図1 最近10年の定員割れ状況（大学）



年 度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
100%以上の学校数	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299
100%未満の学校数	89	131	149	147	147	155	160	221	222	266
(うち50%未満の学校数)	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29
(100%未満の割合)	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%
合 計	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565

また、五〇%未満の学校数は十二、十三年度に増加し、それ以降は多少の増減はあるもののほぼ横ばい状態で推移してきましたが、二十年度は再び増加し、二十九校で全体の五・一%となりました。
 なお、大学院の概況は、表3のとおりです。

三、短期大学の概況(表4)

平成二十年度の集計学校数は三六〇校で、前年度より五校減少し、入学定員も約八万三、〇〇〇人で、前年度より約五、〇〇〇人減少しました。

また、前年度に比べて志願者数、受験者数はともに約一万六、〇〇〇人、入学者数は約七、〇〇〇人減少しました。

この結果、入学定員充足率は八七・四%で、前年度に比べて三・五九ポイント下降しました。

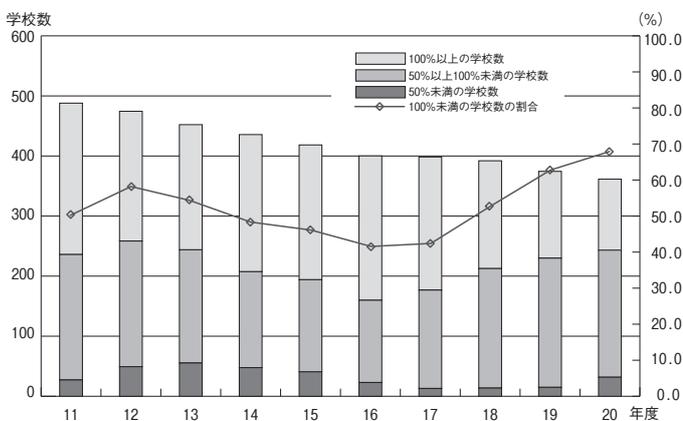
○学科系統別の状況(表5)

国文、英文は志願倍率が二倍を超えています。入学定員充足率では一〇〇%以上の系統は、英文以外にはありません。また、志願倍率、入学定員充足率とも保育・幼児教育、福祉の下降が目立ちます。保育・幼児教育は同系統の学部が四年制大学で増加していること、福祉では受験生の卒業後の進路への不安感が影響していると思われます。

○短期大学の定員割れ状況(図2)
 平成十一年度に入學定員充足率が一〇%未満の学校は二三八校で、全体の五〇・七%の割合でした。短期大学数が半減したにもかかわらず、一〇〇%未満の学校数は、二十年度では二四三校で、十一年度に比べて五校増加し、全体の六七・五%となっています。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
 私学経営情報センター
 ☎ 〇三(三三三〇)七八五〇(五一)
 Eメール center@shigaku.go.jp

図2 最近10年の定員割れ状況(短期大学)



年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
100%以上の学校数	231	193	204	226	226	236	224	179	138	117
100%未満の学校数	238	267	245	209	190	164	159	194	227	243
(うち50%未満の学校数)	28	41	48	38	31	20	16	18	19	30
(100%未満の割合)	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.5%
合計	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360

表5 短期大学学科系統別の動向

区分	集計学科数			志願倍率			入学定員充足率		
	19年度	20年度	増減	19年度	20年度	増減	19年度	20年度	増減
看護・保健	学科	学科	学科	倍	倍	倍	%	%	%
看護・保健	54	54	0	1.72	1.49	△0.23	94.57	90.45	△4.12
福祉	52	52	0	1.12	0.90	△0.22	80.99	64.25	△16.74
理工	26	25	△1	1.15	1.11	△0.04	78.16	78.21	0.05
情報	14	12	△2	0.90	1.04	0.14	73.76	86.74	12.98
国文	14	14	0	2.51	2.43	△0.08	106.47	98.75	△7.72
英文	34	32	△2	2.33	2.45	0.12	104.86	110.67	5.81
国際	13	8	△5	1.18	1.13	△0.05	88.01	98.15	10.14
文化・教養	49	44	△5	1.37	1.31	△0.06	81.19	84.76	3.57
経営・実務	64	61	△3	1.29	1.40	0.11	90.78	96.92	6.14
家政	147	137	△10	1.41	1.35	△0.06	88.15	84.97	△3.18
保育・幼児教育	215	212	△3	1.66	1.36	△0.30	97.12	87.16	△9.96
人間・生活	40	42	2	1.20	1.24	0.04	84.94	86.99	2.05
芸術	42	38	△4	1.26	1.20	△0.06	90.03	88.84	△1.19
その他	5	6	1	2.75	2.09	△0.66	107.66	93.92	△13.74
合計	769	737	△32	1.50	1.39	△0.11	91.03	87.44	△3.59

※ 学科系統区分は、私学経営情報センターによるものである。

表3 大学院の概況

区分	修士課程及び博士前期課程専門職学位課程	左のうち法科大学院	博士後期課程及び博士課程
集計学校数	419校	49校	296校
入学定員	42,059人	3,895人	8,121人
志願者	76,192人	26,698人	5,727人
受験者	69,827人	22,088人	5,582人
合格者	42,488人	7,009人	4,722人
入学者	35,086人	3,535人	4,554人
志願倍率	1.81倍	6.85倍	0.71%
合格率	60.85%	31.73%	84.59%
歩留率	82.58%	50.44%	96.44%
入学定員充足率	83.42%	90.76%	56.08%

※ 志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)
 歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

表4 短期大学の概況

区分	19年度	20年度	増減
集計学校数	365校	360校	△5校
入学定員	87,792人	82,972人	△4,820人(△5.5%)
志願者	131,690人	115,353人	△16,337人(△12.4%)
受験者	128,778人	112,953人	△15,825人(△12.3%)
合格者	102,453人	92,165人	△10,288人(△10.0%)
入学者	79,921人	72,550人	△7,371人(△9.2%)
志願倍率	1.50倍	1.39倍	△0.11ポイント
合格率	79.56%	81.60%	2.04ポイント
歩留率	78.01%	78.72%	0.71ポイント
入学定員充足率	91.03%	87.44%	△3.59ポイント

※ 志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)
 歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

私学はどのような位置に

置かれてきたか ②

— 帝国大学体制の成立と私学 —

立教学院本部調査役・東京大学名誉教授 寺崎 昌男

1. 帝国大学の設立

東京大学の創立は、公式には一八七七年とされています。しかし、創立期の東京大学は現在の東京大学とかなり異なっていました。本来の意味で東京大学の創立を考えると、帝国大学ができた一八八六年だったといえるでしょう。

帝国大学の誕生にあたっては、伊藤博文のドイツ調査旅行が強く影響しています。伊藤は憲法制定のため、当時の日本の国情によく似たドイツをモデルとしました。それまで各州に分かれバラバラだったところを宰相ビスマルクが中心となって統一国家を樹立したため、その憲法は当時の日本の国情に即していると考えられていたのです。

当初、伊藤はドイツのあちこちの大学で憲法学習を行ったのですがなかなか成果が上がらなかったため、オーストリアへ向かいました。そこでウィーン大学教授の国法学者シュタインと出会い、大変

な感銘を受けました。シュタインは、「国民の思想統一を学問の在り方で実現すべきで、ドイツ帝国の成功は学問の中心が国が押さえたためである。中でも法律の教育は重要でこれは民間に行わせてはならず、国が直接に教育を担うべきである」と述べたのです。

こうしてシュタイン教授から学問の思想的影響の重要性を強く学んだ伊藤は、帰国後、「大学は国家のために」という考えのもと、省庁が所管していた官立学校の一部を文部省のもとに集約し、同時に、国が行っていた曆書調製、歴史史料の編纂、日本全国の地誌編纂といった重要な研究機能も、帝国大学に集めました。そして分科大学（今の学部）の上に大学院を置くという、当時、世界でも類を見ないような新しい形の大学として、帝国大学を作ったのです。

2. 私学に対する統制

問題は、帝国大学形成の一方で、私学

は実に多大な影響を受けることとなった点です。それは、学校制度のトップが人為的に作り出された、ということなのです。「八ヶ岳時代」の東京大学はワン・オブ・ゼムの学校でしたが、帝国大学設立により、「大学は国家のために存在する」という国家原理という軸に支えられた「ピラミッド」状態が形成され、帝国大学が唯一のトップ・オブ・オールとなったのです。

このピラミッドでは、国家原理の中心軸から遠く辺縁にある学校ほどステイタスが低いとして扱われました。上から順に、帝国大学・旧制高校・官立専門学校等となり、その下によりやく私学が出てくるという具合でした。なかでも、キリスト教系学校は国家原理に反する危険性をもつものとして、更に一段下に扱われ、また、女子の学校は、そもそも大学として認められなかったという時代でした。

この段階で帝国大学の権威が確立されたのです。さらに帝大より下位にある学校に対して優越的地位を付与する仕組みが、医学・法学の分野で作られました。まず、医学の分野では東京大学時代から東大がトップでしたが、地元での開業医の養成機関を強く求めていた府県に対し、府県立医学校を開設する際には東大医学部卒業生を教員として迎え入れないと認可されないというシステムが早くから出来上がっていました。

これは強烈に帝大の優位を確立し、済生学舎（野口英世もここで学びました）

などの私立の医学校は医師資格取得のための講習会を開く程度の事業しかできませんでした。

法学分野においては、民間私人に法律教育を扱わせないという方針から、政府は帝大の法科大学に私立法律学校を監督する権限を与えました。法科大学長を委員長として委員会を発足させ、府下の私立法律学校を徹底的に監督させた記録が残っています。

また、今の国家公務員上級試験に当たる高等文官試験も、帝大の卒業生がまず任官してから二年後に受験を認められるのに対して、私立法律学校の卒業生は高等文官試験補試験を通じてからはじめて受験を許される、というように明確に差別したのです。

理学分野はもとも、帝大の独占分野でしたが、東京大学理学部の学生達が夜間の実験講習所を開き、それが、東京物理学校、後の東京理科大学の基礎となりました。

このころ、私学に対する政府の財政的な支援は原則としてありませんでした。しかし例外的に補助を受けていた私学がごく少数存在しました。日本法律学校、後の日大は日本の法律を教えるため、獨逸學協會学校、今日の獨協大は明治期日本の国家体制の見本とされたドイツ学を扱うため、皇典講究所、後の國學院は日本の古典研究を行うことで国家に貢献している、という理由で、それぞれ様々な形で援助金が出されていたのです。

3. 明治期の授業の風景

このころ、日本の大学教育のひとつのモデルが生まれてきました。当時の授業では、先生の口述することを一言一句正確に書いて覚え、試験の時にそれを答案に再現すること、すなわち「筆記・記憶・再現」の三点が大学での勉強の基本となっていました。この教育方法の中心となったのは法科大学です。国家試験の出題委員がまさに目の前にいる教授達であったということから導かれたものでした。

また、当時、成績表は厳密に素点で廊下等に貼り出され、全学生の位置が、全員に対して厳然と公示されました。全科目の平均点が学生のその後の一生を決める要素となっていたのです。大学の『年報』に掲載される卒業生一覧も平均点順で表示されていました。

この平均点方式の序列主義は、日本の教育文化を劣化させた悪い例の一つと見られます。しかし、自己の関心事以外の文化・事象を受容できる全力量を示すもの、という考えに基づいていました。それは一種のフィクションに他なりませんでしたが、高級官僚候補者を選抜するという大きな力をもっていたのです。今にも残る問題は、「優秀とは一体何か」という深刻なテーマです。

4. 帝国大学成立後の私学の位置付け

こうして、大正期に至るまでの大学・学校の歴史には、「官高私低」の潮流が生まれ、官立が「正規」とされ、私学は「正規外」へと押しやられていきました。また、帝国大学のような全ての学問分野を扱う学校が、学科が一つしかない学校より優位にある、という「総合大学」優位の思想が裏に存在していました。さらに、官界における出世ルートという点では、特に帝国大学は試験官である教授たちから直に講義を受けていたので当然、優位にあつたわけです。こういう二重三重の威信からの蔑視によって、私学はピラミッドの下の方へと押し下げられていくこととなったのです。

続く大正期は、それまでに対する批判の時代であり、そのころの大学・学校の姿が現在へと繋がっていきます。(続)

◇寺崎昌男 (くらさき まさお)
立教学院本部調査役、東京大学・桜美林大学名誉教授。日本学術会議連携会員。一九六四年東京大学大学院教育学研究科修了。教育学博士。立教大学文学部教授、東京大学教育学部教授、桜美林大学大学院教授等を経て現職。

本連載は、寺崎昌男先生に私学事業団でご講演いただいた内容をまとめたものです。今回は、十一月号に掲載予定です(全四回)。どうぞお楽しみに。

【編集部】



帝国大学の講義風景



帝国大学医科大学病理学教室



帝国大学当時の赤門



医科大学校舎



史料編纂掛の内部

※講談社「日本学生の歴史」より

平成二十一年度 学術研究振興資金及び 若手研究者奨励金にかかる 研究計画の公募について

私学事業団では「学術研究振興基金」を設けて、広く一般から寄付金を募り、その運用益を「学術研究振興資金」及び「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」として、大学・短期大学・高等専門学校以下「私立大学等」といいます)の優れた研究に交付しています。

平成二十一年度の公募概要は、次のとおりです。

一 学術研究振興資金

1 対象研究

交付対象となる研究分野は、(1)人文・社会科学系の研究、(2)自然科学系(理工系・生物系)の研究、(3)複合領域の研究、(4)私学高等教育に関する研究で、次の①②の両方を満たす研究です。

①私立大学等(付置する研究所の研究を含む)に所属する研究者が二人以上で行う研究で、研究代表者を含む二名以上が当該大学等の専任教職員であること。

②二十一年四月一日現在で、二年以上の研究実績があり、その研究成果を発表していること。研究所で行う研究については、成果を集録した紀要等の作成でも構いません。

2 研究期間

二十一年四月一日から二十二年三月三十一日までの研究費が対象です。

3 資金交付総額

総額一億二、〇〇〇万円を予定しています。

交付額は、研究にかかる対象経費の二分の一以内とし、自然科学系の研究は七五〇万円、その他の研究は四〇〇万円を上限としています。

また、当該研究にかかる学校法人の研究費負担額は、資金交付希望額と同額以上が必要です。

なお、二十一年度の募集から、対象経費を、四〇〇万円以上(学校法人負担額二〇万円以上)から六〇万円以上(学校法人負担額三〇万円以上)に引き上げていますので、ご注意ください。

4 継続交付

当該研究の進捗状況に応じて、継続して三年間応募し、資金の交付を受けることができります。ただし、選考は毎年改めて行われます。

5 応募

私立大学等一校について、「新規」「継続」を問わず一件の応募となります。

応募の際は、学校法人の理事長及びび学校長連名の「推薦書」が必要です。

二 若手研究者奨励金

1 対象研究等

私立大学等に所属する、二十一年四月一日現在で三十七歳以下の助教又はポス

ト・ドクターが一人で行う研究で、人文・社会科学系の研究が対象です。(交付対象分野は二年ごとに変更します。)

ただし、科学研究費補助金の「若手研究」及び日本学術振興会特別研究員と重複しない者となります。

2 研究期間

二十一年四月一日から二十二年三月三十一日までの研究が対象です。

3 奨励金額

総額一、〇〇〇万円を予定しています。一人当たりの交付額は、一律の三〇万円です(学校法人負担額は不要です)。

4 継続申請

二十一年度の本奨励金が交付されている研究についても、前記「1対象研究等」の要件を満たしていれば継続して申請できますが、選考は改めて行われます。

5 応募

一学校一名の応募とします。研究者個人ではなく、学校法人を通して応募してください。

なお、応募の際には、所属する私立大学等の学長又は学部長(短期大学・高等専門学校にあつては学科長)の「推薦書」が必要です。

三 共通事項

1 選考結果及び交付時期

選考結果は、二十一年三月上旬に当該学校法人に通知します。また、資金の交付は、二十一年五月下旬を予定しています。

2 研究計画書の提出期限

二十年十月二十四日(金)

「研究計画の公募通知」の郵送及び本事業団ホームページへの掲載は、九月三日頃を予定しています。

公募様式はホームページからダウンロードしてご使用ください。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
助成部 寄付金課
☎〇三(三三三〇)七三一五〜一九
Eメール kiukin@shigaku.go.jp

学術研究振興資金及び若手研究者奨励金 採択状況

年度 区分	平成20年度		
	応募件数 件	採択件数 件	採択率 %
合計(学術研究振興資金)	159	89	56.0
新規・継続別	新規	47	43.1
	継続2年目	23	79.3
	継続3年目	19	90.5
研究分野別	人文・社会科学	30	66.7
	自然科学	35	53.8
	複合領域	18	66.7
	私学高等教育	6	27.3
若手研究者奨励金	32	23	71.9

定時決定にかかると確認通知書を送付します

7月10日までに提出のあった「標準給与基礎届書（磁気媒体によるものを含む）」による定時決定の「確認通知書(2)」を、9月中旬に学校法人等へ送付します。「確認通知書(2)」は学校法人等用と加入者用の2種類になっていますので、加入者にも必ずお渡しください。

◆「確認通知書(2)」の表示

「確認通知書(2)」では、どのように定時決定をしたかについて異動内容欄で次のように表示しています。

定時決定

- ・「標準給与基礎届書」の報告に基づき4月、5月及び6月の給与の平均額で標準給与を決定した人

定時決定不要者

- ・平成20年6月1日から8月31日までに資格取得した人（所属学校変更者を除く）
→資格取得時の給与額で決定
- ・20年7月又は8月に標準給与が改定になった人
→標準給与改定の給与額で決定

定時決定（保険者決定）

- ・「標準給与基礎届書」が未提出又は記入漏れのため、やむを得ず私学事業団が現に確認している直近の標準給与で決定した人
- ・育児休業等取得中のため無給で休業中の場合、現に確認されている直近の標準給与で決定した人

◆「確認通知書(2)」の給与が異なる場合

「確認通知書(2)」の給与月額等の内容を確認してください。報告した内容を訂正する場合は、「給与訂正申出書」を提出してください。

◆決定した標準給与の月額の有効期間

今回確認された標準給与の月額、20年9月から21年8月まで適用され、毎月の掛金や年金・給付金等の算定基礎となります。

◆後期高齢者医療制度に該当する加入者の「確認通知書(2)」の表示等

75歳以上の加入者及び70歳以上75歳未満で広域連合から障害状態であると認定された加入者は、「確認通知書(2)」に長期の等級及び標準給与を表示してありますが、掛金の徴収はありません。

今回お送りする定時決定の「確認通知書(2)」を含め、本事業団が確認通知書で通知する内容は、将来の年金給付などの基礎となる重要なものです。通知内容がご報告と相違ないか必ず確認するとともに、加入者ご本人にもその内容を確認していただくよう、周知のほどよろしくお願ひします。

学校法人等用の異動内容欄に***印のある人

届け出のあった給与の平均額が、現に確認されている標準給与の月額に比べて2等級以上の差が生じている人に表示してあります。

次の要件に該当する場合は標準給与の改定を届け出る必要がありますので、「標準給与改定届書」を至急提出してください。

- ・固定的給与
基本給、扶養手当等毎月一定の額又は割合で支給されるもの
- ・非固定的給与
残業手当、宿日直手当等、毎月一定でないもの

①昇給等によって固定的給与が変動した場合

〔事例〕

4月に昇給して固定的給与が変動し、4月、5月及び6月の給与の平均額が現に確認されている標準給与の月額に比べ2等級以上あがっている場合
→算定基礎月を4月、5月、6月と記入し、7月改定として届け出てください。

*固定的給与の変動を伴わない場合

非固定的給与のみの変動により、継続する3か月の給与の平均額が現に確認されている標準給与の月額に比べて2等級以上の増減が生じている場合
→標準給与の改定を届け出る必要はありません。

②さかのぼってベース改定が行われた場合

差額支給のあった月（新ベースでの支給を開始した月）を変動月（算定基礎月の最初の月）とします。

〔事例〕

その差額が5月に支給された場合
→変動月は5月ですので、算定基礎月を5月、6月、7月として差額を除いた改定後の給与を記入し、8月改定として届け出てください。

（注1）7月以降に4月などにさかのぼってベース改定が行われた場合は差額支給のあった月（7月以降新ベースでの支給を開始した月）を変動月としますので、4月にさかのぼった標準給与の改定や定時決定の訂正は必要ありません。

ただし、変動月から3か月の給与の平均額が今回確認された定時決定に比べ2等級以上の増減がある場合は標準給与の改定として届け出てください。

（注2）20年4月に資格取得した人は7月改定にはなりません。資格取得時の給与に誤りがある場合は「給与訂正申出書」を提出してください。

平成19年度 年金積立金の 運用結果

本誌4ページで長期勘定の決算についてお知らせしましたが、ここでは、年金積立金の運用の目的・基本方針と平成19年度の運用結果をお知らせします。

(運用結果等についての詳しい内容は、私学共済事業ホームページをご覧ください。)

年金積立金の運用の目的

私学事業団の年金積立金は、年金給付に充てる貴重な財源です。年金を将来にわたり確実に支給するためには、長期的な観点に立って安全かつ効率的に運用しなければなりません。そのため、「長期勘定の余裕金の運用に関する基本方針（以下「基本方針」といいます）」を策定し、**長期給付事業の運営の安定に資することを目的とした運用を行っています。**

また、本事業団では、運用に関する基本的な方針等について審議することを目的として、「資産運用検討委員会（外部の専門家と私学関係者で構成）」を設置し、適切な運用の実現を図ることとしています。

現在の基本方針

基本方針では、明確な運用目標を設定し、基本ポートフォリオ（効率的な資産配分）を定め、たうえで複数の資産に分散して投資することとしています。

現在の基本ポートフォリオは、十八年十一月に定めたもので（ホームページ参照）、当面の経済環境と二十二年度から実施予定とされている被用者年金制度の一元化の状況等を勘案し、**十九年度から二十一年度までの目標利回りを三年間平均で二・八％と設定したうえ、表のとおり**の構成としています。

現在は、自家運用で国内債券を、委託運用で国内株式・外国債券・外国株式を運用するほか、助成勘定及び福祉勘定への貸し付けを行っています。

平成十九年度の運用結果

十九年度は、米国におけるサブプライムローンの焦げ付き懸念が、世界的な信用不安、景気減速懸念へと拡大し、「質への逃避（リスク資産からの資金流出）」による株価の下落と、主に米ドルが売られ、円が買い戻されたことによる円高ドル安が加速したという運用環境でした。

このような中、六月には外国債券に、十一月には国内株式と外国債券に、三月には国内株式と外国株式に、それぞれ資金追加を実施し、基本ポートフォリオに基づき資産配分を調整しましたが、年度末が金利低下・株安・円高のピークであつ

たため、表のとおりほとんどの資産が基本ポートフォリオから一％以上乖離する結果となりました。

また、二月には外国株式において新興国も投資対象とすることを意思決定しましたが、運用機関の選定には慎重を期する必要があることから、資金の投入は二十年度に先送りすることとしました。

これらの投資行動の結果、十九年度の修正総合利回り（実現損益に評価損益の増減を加味した総合収益に対する時価ベースの収益率）は、前年度から

六・八八％低下し、マイナス二・八一％となりました。

なお、過去三年間の年金積立金の残高と運用利回りの推移は図のとおりです。修正総合利回りは、年度末一時点の時価評価を反映させたものであり、年度末が株安・円高のピークであったことからマインナス利回りとなりましたが、今後の市場の動向を注意深く見守りながら、基本ポートフォリオに基づく資産運用を継続していくとともに、よりリスクを分散できる投資戦略を検討してまいります。

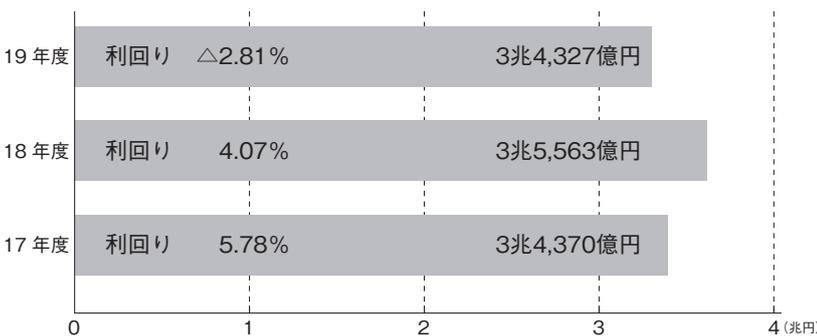
表 年金積立金の構成割合・残高と資産別利回り

(単位：億円)

区分	基本ポートフォリオ		平成19年度末					
	資産配分	許容乖離幅	簿価	時価	評価損益	時価構成比	乖離幅	資産別修正総合利回り
国内債券計	65%	±9%	22,241	22,842	601	66.5%	1.5%	3.96%
国内債券	47%	—	17,013	17,614	601	51.3%	—	3.48%
貸付金等	18%	—	5,228	5,228	0	15.2%	—	5.47%
国内株式	10%	±3%	3,617	3,094	△526	9.0%	△1.0%	△28.18%
外国債券	10%	±3%	3,740	3,484	△256	10.2%	0.2%	△3.75%
外国株式	10%	±3%	3,158	2,989	△169	8.7%	△1.3%	△18.50%
短期資産	5%	—	1,921	1,921	0	5.6%	0.6%	0.60%
合計	100%	—	34,677	34,327	△350	100.0%	—	△2.81%

図 過去3年間の年金積立金の残高と運用利回りの推移

(注) 利回りは修正総合利回り・金額は時価



特定健康診査結果データの 不備にご注意ください

現在、学校法人等から健康診査結果データをご提出いただいておりますが、不備による返送が多数見受けられます。特に必須項目に漏れがあると、階層化（保健指導判定）ができませんため、再度提出していただく必要があります。つきましては、不備事例を取りまとめましたので、提出の際の参考としてください。

1. 必須項目が記録されていない。

【記入漏れの多かった項目及び対応等】

- ① 質問票（服薬1（血圧）、服薬2（血糖）、服薬3（脂質）、喫煙）

↓ 質問票の回答がないものが多数あります。標準的な質問票の様式については、私学共済事業ホームページからダウンロードできますので、回答のうえ提出してください。

② LDLコレステロール・腹囲の測定

↓ 労働安全衛生法、学校保健法が平成二十年度から改正され、職員に行う定期健康診査の項目にLDLコレステロール及び腹囲の測定が追加されています。実施し、結果を提出してください。

③ 健康診断を実施した医師の氏名

↓ 健康診断を実施した医師の氏名を記入してください。

④ 加入者番号

↓ 加入者番号の記入漏れが多数あります。健康診査結果のコピーを提出する場合は、余白に加入者番号を記入してください。

⑤ 受診者氏名のフリガナ

↓ 氏名のフリガナが必須項目となっておりますので、必ず記入してください。

2. 定期健康診査実施日が二十年度中でない健康診査結果がある。

↓ 厚生労働省令により、二十年度特定健康診査に代えられる健康診査結果は二十年度に行つたものに限られるため、二十年度中に実施した健康診査結果を提供してください。

3. 特定健康診査対象者以外の健康診査データが含まれている。

↓ 特定健康診査は、二十年度中に四十歳から七十四歳になる方を対象としています。個人情報保護の観点からも、対象者の健康診査結果のみを提供してください。

4. 被扶養者が人間ドック・パート健康診査等を受診したことにより、健康診査結果を提出する場合に受診者住所がない。

↓ 被扶養者には健康診査の判定結果を本人住所へ送付するため、送付先の住所情報が必要となります。健康診査結果の余白に記入してください。

共済業務

平成20年度 私学事業団 海外研修旅行 冬期コースの募集

申込締め切り日：10月10日（金）必着

A-6コース	イベリア半島周遊教養の旅
旅行期間	12月26日（金）～1月5日（月）の11日間
旅行代金	339,000円（1人部屋追加料金70,000円）
A-7コース	モロッコ・スペイン・ポルトガル周遊教養の旅
旅行期間	12月26日（金）～1月5日（月）の11日間
旅行代金	450,000円（1人部屋追加料金115,000円）

■参加資格

- ・加入者（任意継続加入者を含む）とその配偶者、父母、12歳以上の子・孫
- ・18歳未満の場合は成人の同行者が必要です

■主催旅行会社

（加入者コースパンフレット・申込書のお取り寄せ先）

（株）日本旅行 赤坂公務営業部 営業1課

〒107-0052 東京都港区赤坂1-11-28

赤坂1丁目森ビル3階

☎ 03 (3586) 4631 FAX 03 (3586) 4756

E-mail : sayuri_murohashi@nta.co.jp

担当：室橋、津田、大谷

営業時間 9：30～17：30（土・日・祝日休み）

詳しくは加入者コースパンフレットをご覧ください

宿泊所・保養所の年末年始宿泊予約は 10月1日からです

宿泊所・保養所は、年末年始も休まず営業しています。12月30日・31日と1月の宿泊予約は、10月1日から受け付けます。

施設によっては予約の電話が午前中に集中し、かかりにくい場合がありますので、ご了承ください。

なお、年末年始は特別料金を設定しています。下記の料金表をご参照ください。

年末年始期間中（12月31日～1月3日）の料金

施設名	料金（1泊2食）	
	大人	子供
湯河原 敷島館 ☎ 0465 (63) 3755	15,900円	9,450円
箱根 対岳荘 ☎ 0460 (82) 2094	16,950円	11,025円
鎌倉 あじさい荘 ☎ 0467 (22) 3506	11,550円	6,720円
葉山 相洋閣 ☎ 046 (875) 7300	13,800円	8,000円
金沢 兼六荘 ☎ 076 (232) 1239	1泊2食 12,000円	
	シングル5,000円～（食事別） ツイン 8,000円～（食事別）	
志賀高原 やまゆり荘 ☎ 0269 (34) 2102	9,240円	5,460円
軽井沢 すずかる荘 ☎ 0267 (45) 7311	13,500円	8,000円
京都 白河院 ☎ 075 (761) 0201	16,600円	9,800円

共済業務

〒113-8441
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
ご照会の際は、学校番号、加入者番号をお手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

積立貯金の後期募集が始まります 申込受付期間 9月26日(金)～10月24日(金)

新たに積立貯金の加入を希望する方、又はすでに加入している方で、積立金額の変更や中断している積み立ての復活を希望される場合は、今回の申込期間内に手続きをしてください。

◆制度のあらまし

- ・利率 年0.60% (半年複利・8月1日現在)
- ・積立金額単位 1,000円単位
- ・積み立て方法
 - ①定時積立金 毎月の給与から控除して積み立て
 - ②臨時積立金 年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から控除して積み立て
- ※臨時積立金のみ積み立てはできません
- ・今回の申し込みによる積み立て開始 11月の給与から (払込期限は12月10日(水))

◆申し込み方法

次のとおり、所定の用紙で申し込んでください。

- ・新規加入 「貯金加入申込書」
- ・積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- ・積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」
共済事務担当者は、加入者の方から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申込受付期間内に提出してください。
- ・送付先(積立貯金書類専用)
〒101-8709 日本郵便神田支店私書箱第103号
私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

郵送検診の再開

10月1日から郵送検診の申し込み受け付けを再開します。ぜひご利用ください。詳しくは「私学共済ブック2008」〔保健・宿泊編〕の28ページをご覧ください。

◆申し込み・問い合わせ先

〒134-0086 東京都江戸川区臨海町1-4-2
「東京臨海病院 健康医学センター」郵送検診係
☎03(5605)8822(直通) / FAX 03(5605)7586

年金者向広報「共済だより」を年金者あてに9月中旬に送付します。学校法人等あてには事務担当者用として1部を「レター」9月号と同封して送付しています。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態になっており、ご迷惑をおかけしております。特に、月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、ご了承ください。

社会保険庁が送付する共済制度加入者にかかる「ねんきん特別便」について

社会保険庁が平成20年9月以降に送付予定としている共済制度加入者にかかる「ねんきん特別便」については、原則として事業主(私学共済制度の場合は各学校法人等)経由にて送付することとされ、本事業団及び私学共済制度に加入する各学校法人等においても、「ねんきん特別便」の配付・回収について、社会保険庁長官から協力依頼がありました。

なお、詳細は本誌に同封しました通知文をご覧ください。皆様のご理解をいただくとともに、加入者の方にもご周知くださいますようお願いいたします。

私学共済事務担当者連絡会の中止

例年10月に開催しています私学共済事務担当者連絡会につきましては、主だった連絡事項がありませんので中止します。

9月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 7月分納期限
2日(火)	貸付 送金
5日(金)	貸付 8月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
12日(金)	貸付 申込・任意償還申出締切
22日(月)	貯金 送金 貸付 送金
25日(木)	貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
26日(金)	貯金 後期加入申込開始
29日(月)	掛金 8月分口座振替(自振校のみ) 貸付 9月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(火)	貸付 翌月22日送金申込締切 掛金 8月分納期限 共済定期保険 脱退申出等締切

10月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
5日(日)	貸付 9月分定期償還期限

INFORMATION

お見舞い

このたびの平成20年岩手県沿岸北部地震で被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

学校法人等の災害復旧等に関するご相談

助成業務では、被害を受けられた学校法人等の皆様からのご相談をお受けするため、「緊急相談窓口」を設けましたのでご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03 (3230) 7837・7839

Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務では、学校施設の災害復旧のために必要な資金について、長期・低利の融資を行っております。ホームページに最新の金利表を掲載しておりますのでご確認ください。

金利表URL

http://www.shigaku.go.jp/s_kinri.htm

被災された加入者等の皆様への特別措置

共済業務では、被災された加入者等の方々に対し、各種書類の提出期限・掛金等の納付期限の猶予等の特別措置をとることとしました。

また、加入者証については、電話等によるお申し出でも、再発行を行っております。

被災された方にかかる共済業務の詳しい取り扱いについては、共済事業本部又は仙台ガーデンパレス共済業務課にお問い合わせください。

共済事業本部

☎03 (3813) 5321 (代表)

仙台ガーデンパレス共済業務課

☎022 (299) 6231 (直通)

助成業務

〒102-8145

千代田区富士見1-10-12

☎03 (3230) 1321 (代表)

http://www.shigaku.go.jp/s_home

「私学情報センター」のご案内

私学事業団九段事務所の1階「私学情報センター」では、大学、短大法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校の図書資料を収集整理し、私学関係者の閲覧利用に供しています。規程については調べたい項目でデータベース検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03 (3230) 7846・7847

Eメール center@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (平成20年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後にお送りしました「償還年次表」、及び先日お送りしました「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内」に同封する「払込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②償還金は、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください（設置学校ごとに分割しての振り込みは、ご遠慮ください）。

※特に9月は約定償還月にあたります。遺漏のないようお取り計らいください。

融資部 融資課

☎03 (3230) 7868~7870

Eメール yushi@shigaku.go.jp

電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金について、以下の調査票等を電子窓口に掲載する予定ですので、ご確認ください。

- ・学校法人経営状況調査票
- ・自己点検・評価の実施状況に係る調査票
- ・補助事業に要する経費
- ・請求書
- ・認証評価及び多元的評価支援経費に係る調査票
- ・9月入学の推進
- ・教育研究拠点大学院重点経費
- ・戦略的研究基盤形成支援事業
- ・授業料減免事業等支援経費
- ・申請ゾーンに係る調査票

助成部 補助金課

☎03 (3230) 7300~7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

福岡ガーデンパレスのお得な「宿泊プラン」

福岡の中心「天神」に位置した福岡ガーデンパレスは、都心にありながら緑豊かな庭園を持つ都会のオアシス。しばし喧騒を忘れ、ゆっくりと流れる時間の中、思い思いにお過ごしください。

四季の膳

博多の味を季節に合わせて 1泊2食

1名1室(1名様) **10,000円**
 2名1室(2名様) **19,000円**

夕食は季節の旬の食材を使用した「ミニ懐石料理」をご用意しました。
 ※季節により内容は変わります。
 ●ご利用の2日前までにお申し込みください。



ツインルーム

ビジネスプラン

料理長こだわりの朝食付 1泊朝食

シングル 1名様 **6,000円**
 ●朝食は、和食又は洋食からお選びください。
 ●休前日は500円増となります。



旬の食材を生かした和食(イメージ)



洋食は無添加のパンを使用(イメージ)

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
福岡カーテンパレス

〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目8番15号 ☎092(713)1112
<http://www.hotelgp-fukuoka.com/>

融資事業のご案内

平成20年度融資のお申込受付中です!

◆融資金利表 (平成20年9月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等(一般施設費)	2.1	1.6	1.5
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等(特別施設費)	2.2	1.7	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象(教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.3
大型設備・情報技術整備等(教育環境整備費)	—	1.6	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

老朽校舎の建替えに私学事業団融資をご利用ください。

利子助成制度により金利負担が軽減されます。

老朽校舎(築30年以上)及び危険建物と認定された旧耐震基準(昭和56年以前の建物)の学校施設の建替え整備事業(取壊しを伴うもの)について、事業団融資を利用されると、文部科学省から利子助成を受けることができます。

利子助成率

大学院・大学・短期大学・高等専門学校	高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校
事業団の融資金利 -1.0%	事業団の融資金利 -1.5%

※上記利子助成率は融資金利が2.6%までの場合です。

ご相談はお早めどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp